



地方公共団体の 文書管理の調査

2015/9/5-6 第22回全国市民オンブズマン兵庫大会
全国市民オンブズマン連絡会議

なぜ「文書管理」を問題にするか

- ・ 2014年全国大会
過去10年以内に竣工したコンテナ港
重要予測と実態調査
→予測文書はほとんど破棄
検証できず
- ・ 「文書管理」をめぐり各地での問題発生
(各地報告で発表)

非公開には3つある

- 1) 非公開情報が記載
- 2) 物理的不存在
 - ①作ってない
 - ②廃棄済み
 - ※意図的破棄が最も悪質
- 3) 法的に不存在

国には「公文書管理法」がある

- 1) 文書を作れ
- 2) 保存(破棄)の定め
- 3) 開示

↕

地方自治体で「公文書管理条例」
作成は少数(5県4市)
(規則、規程・要綱で定める)
形式+中身に課題

ここに注目

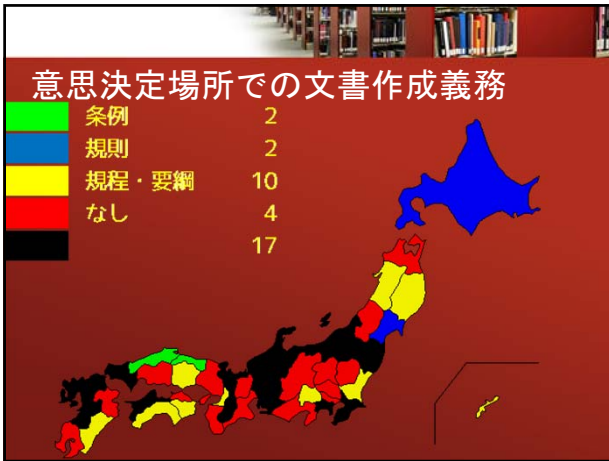
- ①文書作成のルール
どこで なにを
- ②文書保存(破棄)ルール
何年で廃棄
- ③文書開示ルール

} 条例か
それ以外か

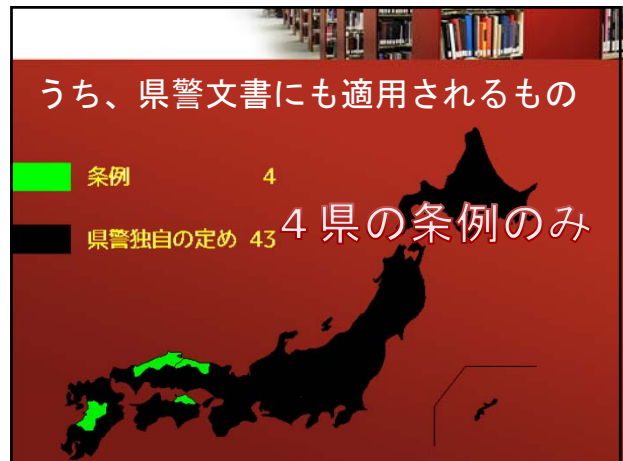
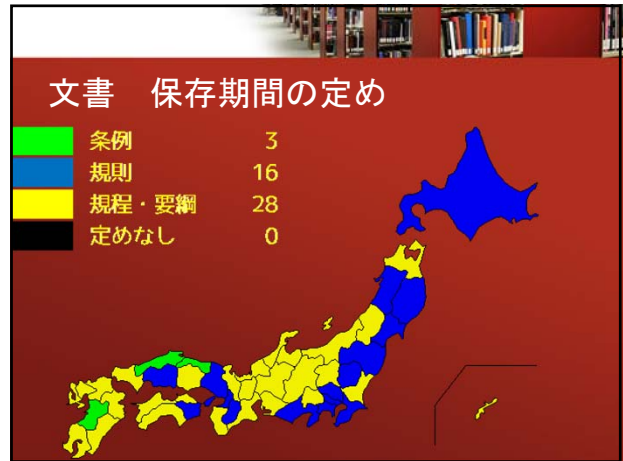
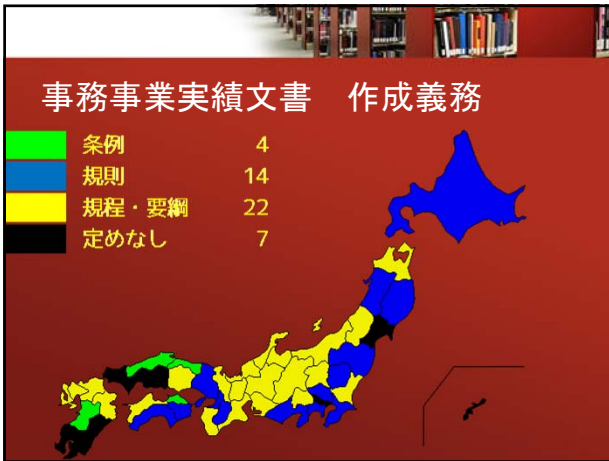
47都道府県と20政令市対象
アンケート

政策会議(重要な意思決定場所)の法定

■	条例	0
■	規則	4
■	規程・要綱	24
■	根拠なし	2
■	決まっていない	17



	あり		なし
重要な意思決定場所	30		17
上記での文書作成義務	あり	なし	—
	14	16	



文書保存 議会・警察の例外

	条例	規則	規程・要綱	定めなし
文書保存期間満了時の取扱いの法定 (議会・警察以外)	5 神奈川県 鳥取県 島根県 香川県 熊本県	15	27	0

警察文書の例外
神奈川県を含む43都道府県は独自の規程・訓令等による←旧特定秘密も

期間満了時 保存要件法定

条例	6
規則	12
規程・要綱	25
定めなし	5

公文書館の法定

条例	28
規則	2
規程・要綱	4
定めなし	13

保存期間満了後の文書の開示規定 (情報公開条例を除く)

条例	12
規則	15
規程・要綱	10
定めなし	10

保存期間満了後の文書の開示規定 (情報公開条例を除く)

条例	規則	規程・要綱	定めなし
12 宮城県・(秋田県) 神奈川県・(富山県) 三重県・鳥取県 島根県・(岡山県) 香川県・福岡県 熊本県・(沖縄県) ()は不服申し立てができない	15	10	10

まとめ

- 文書管理のルールの不徹底
 - ★条例化が進んでいない
 - ★警察について広範な例外
 - ★内容的に不十分(保存要件・開示規定)
- 文書の保存場所の確保を
- 県警・議会の各文書も対象とした公文書管理条例の制定を!